

## 新たな社会的養育システム構築検討WGにおける主な意見等

検討事項	主な意見等
幹事会提案資料 (国・都道府県等・基礎自治体の責務と役割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通告の一元的な受付、振り分けについては児童相談所の外に出すのか中に入れてきちんと対応していくべきか、議論を重ねることが必要。</li> <li>○ 「措置ケースの支援・再統合に関するマネジメント」は、同じ都道府県の中にあっても児童相談所から外に出すべき。</li> </ul>
児童福祉法の対象年齢の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支援対象の上限は、成年年齢に合わせるのが望ましい。</li> <li>○ 成年年齢の引き下げが議論されており、それが下がった場合にどうなるのかという懸念がある。</li> <li>○ 措置延長で22歳(大学卒業)までということも考えてよい。</li> <li>○ 20歳を超えた成人に対し、児童相談所長の権限で措置というのはおかしい。</li> <li>○ タイミングを見て一度施設から出して、その後支援を続ける方策を考えるべき。単に年齢を引き上げるのは好ましくない。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会的養護の受け皿を準備できなければ年齢を引き上げられないとは思わない。自立する者もいるので、人数は急増しないのではないか。</li> <li>○ 措置されていない在宅の子どもがいることを考えると、受け皿の確保の議論は必要。</li> </ul>
子どもの権利擁護に関する機関の創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもがリーガルサポートを受けて権利を行使でき、大人と同等の場で意見表明ができる場を作る仕組みや、児童相談所の不作為にも対応できるような仕組みが必要。</li> </ul>
地域子ども家庭支援の拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が設置主体(民間機関との連携、協働も可能)となり、一定の子ども人口圏ごとの設置が必要。</li> <li>○ 在宅支援を担う「地域子ども家庭支援の拠点」の創設について、地域子育て支援拠点事業や児童家庭支援センター、子育て世代包括支援センターなど、既存の事業・施設が地域の子育て拠点として整備されている現状を踏まえた上で、人員(専門職)の配置や財源の問題も考慮しながら議論することが必要。</li> <li>○ 新しい拠点には、虐待を受けたが分離保護できない子どもについて、在宅措置(又は通所措置)により、公的な財政支援を以て自立支援計画に基づいた養育支援や家事援助などの家庭訪問支援機能が必要。</li> <li>○ このほか新しい拠点には、一般子育て家庭への相談支援や、里親・ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設などのグループホームへの支援機能と、様々な社会資源を有効に活用してソーシャルワークを行う機能が必要。</li> </ul>
就学前の保育・教育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育、養育の質の抜本的向上のため、保育士の質的、量的改革に対する可及的速やかな取組が必要。</li> <li>○ 虐待や貧困問題から心身の発達課題を抱える子どもたちが増加していることから、保健師、心理担当職員の配置が必要。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育園等に子育て支援をするソーシャルワーカー（専門職）を配置すべき。</li> <li>○ 子どもの発達の連続性を担保するため、地域関係機関との連続性を持った連携が必要。</li> <li>○ 子ども・子育て支援新制度における質の向上との関係や、幼稚園、認定こども園についてどのように対応するかについて検討が必要。</li> </ul>
一時保護・アセスメント機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ト라우マやアタッチメントにフォーカスしたアセスメントをしっかりと行うよう質を担保するとともに、子どもの支援方針を描けるようなアセスメントをすることが必要。</li> <li>○ 一時保護中に心理的ケアを実施することが重要。</li> </ul> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童養護施設の基準に準拠するのではなく、一時保護所独自の配置基準、常勤の心理士の配置や、学校との連携を行うコーディネーターの配置、夜間複数体制の整備について検討が必要。</li> </ul>
継続な自立支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会的養護が必要な子どもは、一般の児童と比較し、自立までに時間がかかる傾向にあるが、現行の措置制度は、支援の必要性の観点ではなく、一定の年齢に達したことで支援が終結しており問題。</li> <li>○ 支援のあり方については、施設入所や里親委託による支援を継続する方法だけでなく、児童の意向等に沿った形で社会的自立が可能となるよう、施設等への措置が解除された後も、地域で必要な支援が公的に提供される仕組みが必要。</li> <li>○ 20歳以上の成人に対する支援は、行政処分による措置ではなく、行政と本人の契約により提供されることが必要。</li> <li>○ 個々の児童について、施設入所から施設退所後の支援まで、全体を通じた自立支援計画を作成し、その計画が着実に実行されるシステムづくりが必要。</li> <li>○ 施設退所後の支援は、児童の状況を把握している施設の職員などが退所後も相談に応じる等、特定の者が継続して関わる仕組みが必要。</li> </ul>
母子生活支援施設の機能の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 妊娠期の支援を機能として付加するのであれば、それに対応する職員体制をどう担保するかが大きな課題。</li> <li>○ 死亡事例の約4割が0歳児であるということを踏まえ、未然防止の観点から、特定妊婦への積極的な支援の展開が必要。</li> <li>○ 医療機関が把握した特定妊婦に関する情報が速やかに市町村へ共有され、市町村においては、保健分野と福祉分野とが連携して円滑に支援を実施できる仕組みが必要。</li> <li>○ 特定妊婦を入所させて、産前産後に必要な支援を行う機能（母子ホーム（仮称））が必要。そのために乳児院、助産施設、母子生活支援施設、助産院、産科医療機関、NPO 法人等の機能を拡充し、積極的に活用することも有効。</li> <li>○ 母子生活支援施設は、個々の施設ごとに力量差が顕著であり、その点を踏まえた検討が必要。</li> </ul>

<p>里親・養親支援の強化 乳幼児の里親養育等の推進</p>	<p>○ 量的拡大を図り、質を担保するためには、児童相談所だけでは対応できないので、民間活用を図ることが必要。</p> <p>○ マッチングについては、児童相談所が責任を持って行うことが適当。そのための体制として、児童相談所において里親業務を専任で行う職員の配置基準が必要。</p>
<p>施設ケアの小規模化の推進と機能の向上</p>	<p>○ 職員の人材の確保と育成、定着策について、国を挙げて取り組むことが必要。</p>
<p>法改正に際しての留意点等</p>	<p>○ 「家族」や「家庭」について、定義が必要であり、非常に細かな検討が必要。</p>